【短信：フィリピン】

憲法改正をめぐる論議―大統領制から議院内閣制への道程―

遠藤　聡

フィリピンでは、2005年12月、憲法改正諮問委員会（Consultative Commission = Con Com）により、憲法改正に関する最終答申がアロヨ（Gloria Macapagal-Arroyo）大統領に提出された。その内容は、現行の大統領制および二院制議会から、一院制の議院内閣制への移行を柱とするものであった。

憲法改正諮問委員会は、2005年６月に発生したアロヨ大統領に対する辞任・弾劾要求に対応するために、同大統領が、８月に設置を命じたものであった。同委員会設置には、辞任・弾劾要求を封じる一策として、大統領権限の縮小などを含む憲法改正案を提示する意図があったものと思われる。しかし、同委員会の答申では、議院内閣制へ移行した後も、現大統領の任期である2010年までは、現行憲法に即した同大統領の権限が保証されることとされた。

一方、憲法改正の発議として、現行憲法は、①憲法制定会議（Constituent Assembly = Con Ass）の設置、②憲法会議（Constitutional Convention = Con Con）の招集、③国民発議（People's Initiative）、による３つの手続きを認めている。こうした手続きの点からも、憲法改正に関する議論を本格的に開始する上で、さまざまな問題が生じてきた。

すなわち、一院制の議院内閣制の是非や移行期における大統領権限をめぐる論議のほか、改正論議の「場」や国民発議の法的問題などの手続きに関する疑問が噴出したのである。

本稿では、現行憲法である1987年憲法の特徴と問題点を述べた上で、憲法改正諮問委員会の最終答申の内容を紹介するとともに、同答申提出後の憲法改正をめぐる論議を概説する。

Ⅰ　憲法改正の論点

１　1987年憲法の特徴

フィリピンの現行憲法である1987年憲法[注1]は、1986年２月、「ピープル・パワー」によりマルコス（Ferdinand Edralin Marcos）長期政権（1965年～1986年）が崩壊し、アキノ（Corazon Aquino）政権（1986年～1992年）が誕生した際に制定された[注2]。

同憲法の特徴として、第１に大統領権限の制限が挙げられる。大統領の任期を６年１期とし再選を禁止していること（第７条第４節）、大統領の配偶者や親族の公職就任を禁止していること（第７条第13節）、戒厳令布告に関して制限を設けていること（第7条第13節）などである[注3]。

第２に、立法府の上下二院制の復活[注4]および議会の権限の強化が挙げられる。上院（定数24、任期６年、３年毎半数改選、連続３選禁止）および下院（定数250以内、任期３年、連続４選禁止）からなる議会には、大統領に対する弾劾の発議と弾劾裁判の実施[注5]（第11条第２節・第３節）、憲法改正の発議（第17条第１節）、憲法会議の招集（第17条第３節）などの権限が与えられた。なお、議会が可決した法案に対しては、大統領に拒否権が認められているが、両議院は、それぞれ３分の２以上の賛成によって大統領の拒否権を無効にできる（第６条第27節）。

第３に、国民経済および国有財産に対する保護主義が挙げられる。天然資源共同開発事業における外国人持分制限（第12条第２節）や国有地の譲渡制限（第12条第３節）などである。これは、「ピープル・パワー」によって鼓舞されたフィリピン・ナショナリズムが経済ナショナリズムに帰結した結果と思われる。

2　憲法改正の手続き

フィリピンでは、憲法「改正」(Charter Change）に関する憲法上の規定に、「修正」（Amendment）および「改定」(Revision）が使用されているが、本稿では、断りのない場合は、両者とも「改正」とする。

憲法改正の手続きは、憲法第17条「修正（amendment）または改定（revision)」で定められている。その概要は、以下のとおりである。

第１節：発議

・　憲法の修正（amendment）または改定（revision）は以下により発議される。

⑴　議会（Congress）の総議員の４分の３以上の賛成

⑵　憲法会議（Constitutional Convention）

第２節：国民発議

・　憲法の修正（amendment）は、登録された有権者の12パーセント以上による発議（initiative）を通して国民（people）が直接に提案することが認められる。この場合、それぞれの議会選挙区の３パーセント以上の登録有権者によってなされなければならない。この規定による手続きで行われる修正は、この憲法の制定後５年間は禁じられる。その後の修正は、５年間で１回限り認められる。

・　議会は、この権利の行使の実施について定める。

第３節：憲法会議の招集

・　議会は、総議員の３分の２以上の賛成投票により、憲法会議を招集することができる。また、総議員の過半数の賛成投票により、選挙民に対して、そのような会議の招集を提案できる。

第４節：国民投票

・　第１節による憲法の修正または改定、第２節による修正は、いずれも国民投票（plebiscite）で過半数の承認が得られたときに発効する。

以上をまとめれば、①議会の総議員の４分の３以上の賛成による発議（憲法制定会議としての権限)、②議会とは別の憲法会議による発議、または③有権者の12パーセント以上の国民発議、のいずれかの手続きによる改正案が、国民投票で過半数の賛成が得られたときに成立、発効することになる。

国民発議（People's Initiative）に関しては、後述するように、「国民発議及び国民投票法」（1989年制定）が1997年に最高裁により違憲判決を下されたことから、これまでは、国民発議に関する制度は確立していないとされていた。さらに、国民発議の場合は、憲法の「改定」（revision）ではなく「修正」(amendment）に対してのみ認められていることから、「改定」と判断される変更は認められないことになる。

よって実際には、憲法改正の発議は、議会が中心となって行われるものと考えられる。その場合に、以下の点が問題となる。

第１に、現行議会が憲法制定会議（Con Ass）となるのか、あるいは議会とは別に憲法会議(Con Con）を招集するのか、ということである。第２に、憲法制定会議（Con Ass）による審議は、上院と下院で個々に行うのか、あるいは議会全体で行うのか、ということである。第３に、憲法会議（Con Con）の招集に向けての審議もまた、上院と下院で個々に行うのか、あるいは議会全体で行うのか、ということである。

現行憲法では、憲法制定会議による発議の場合も、憲法会議の招集の場合も、議会(Congress）によると規定されているだけで、その主体が、上院（Senate）であるのか下院（House）であるのかは明記されていない。現在、上院議員は23名（１名欠員)、下院議員は236名であることから、こうした「場」の設定の相違により、憲

法改正に対する両院のイニシアティブに大きな影響を与えることになる。

3　憲法改正諮問委員会の設置

今回、憲法改正への議論および作業が具体化したのは、2005年６月に、前年５月に実施された大統領選挙において、アロヨ大統領が不正を行ったのではないかとの疑惑が生じ、同大統領に対する辞任・弾劾要求が高まったからであった。[注6]そうした中、アロヨ大統領は2005年７月25日の施政方針演説で、憲法改正に着手することを確約したのである。

この施政方針演説で、アロヨ大統領は、自身の弾劾問題には触れることなく、大統領制から議院内閣制への移行を目的とする憲法改正の必要性を述べた。[注7]議院内閣制への移行は、現在のフィリピン政治における２つの課題、すなわち経済状況の低迷と政治制度の問題点を解決する方策であり、その下で行政措置と立法措置の迅速化を目指すとし、さらに憲法改正を議論する場として、憲法制定会議（Con Ass）の設置が望ましいことにも言及した。

憲法改正は、７月８日に、ラモス（Fidel Valdez Ramos）元大統領とデヴェネシア（Jose De Venecia）下院議長が大統領官邸を訪問した際に、アロヨ大統領に対して提案されたといわれている。ラモス元大統領が大統領制から議院内閣制への憲法改正を提案した理由は、アロヨ大統領の辞任・弾劾を回避するためには、大統領権限を縮小する方策を示すしかないと判断したからであった。アロヨ大統領に対する弾劾告発は、９月６日に弾劾発議権を有する下院により却下された。

こうした状況下で、８月19日に「様々な社会部門による1987年憲法改正を目的とする諮問委員会を設置する大統領令」（大統領令第453号）[注8]によって憲法改正諮問委員会が設置され、12月15日までに答申を行うことが求められた。同委員会は９月28日に初会合を開き、委員長にアブエバ（Jose Abueva Jr.）元フィリピン大学総長[注9]を選出した。委員には、法曹専門家、学識経験者、財界人、現職議員、元議員、地方自治体首長、教会関係者、ジャーナリストなどが指名され、顧問には、ラモス元大統領など５名が就任した。当初、50人以下と規定されていた同委員会の委員数は、10月24日の大統領令[注10]により55人以下に変更された。同委員会は、12月15日にアロヨ大統領に対して最終答申を提出し、12月16日、同大統領から改正憲法案が下院に送られた。

Ⅱ　憲法改正に関する最終答申

憲法改正諮問委員会は、その中に組織された委員会・小委員会の報告書、すなわち「国家財産・経済改革に関する委員会」報告[注11]、「共和制に関する委員会」報告[注12]、「政体に関する委員会」報告[注13]、「司法に関する委員会」報告[注14]、「移行措置に関する小委員会」報告[注15]をもとに、20か条からなる「改正憲法案[注16]」をまとめた。

以下、憲法改正の中核となる大統領制から議院内閣制への移行ならびに二院制議会から一院制議会への移行に関する論点を整理するために、「政体に関する委員会」報告および「移行措置に関する委員会」報告に従い、「改正憲法案」の概要を紹介する。

1　政体に関する最終答申

「政体に関する委員会」は、議会、首相および内閣、大統領に関して、以下のような提案を行った。

(1)　議会（改正憲法案：第７条）

- 立法権および行政権は一院制議会に属する（同条第１節）。
- 議員の定数は法律によって定める。議員は小選挙区および比例代表制（政党名簿制）による選挙により選出される（同条

第２節)。

・ 議員の資格は、出生によるフィリピン市民であり、年齢25歳以上、大学卒業以上の学歴を有し、１年以上フィリピンに居住する者とする（同条第３節)。

・ 議員の任期は５年とする。再選の制限はない（同条第４節)。

(2) 首相および内閣（改正憲法案：第８条）

・ 行政権は、内閣の助力を得て首相が行使する（同条第１節)。

・ 首相は議員の中から議会が選出する（同条第２節)。

・ 閣僚の４分の３以上は議員でなくてはならない（同条第３節)。

・ 首相および内閣は、議会に対して責任をもち､国家政策の基本方針を決定する(同条第８節)。

(3) 大統領（改正憲法案：第９条）

・ 大統領は国家元首とする(同条第１節)。

・ 大統領は議員の中から議会が選出する。その資格は､年齢40歳以上､10年以上フィリピンに居住している者とする（同条第２節)。

・ 大統領の任期は５年とし、その間の議員職および政党所属は認められない（同条第３節)。

2 移行措置に関する最終答申

現行憲法の改正時から現大統領の任期である2010年までを改正憲法施行の「移行期」とし、その間の移行措置に関して、「移行措置に関する小委員会」が、以下のような提案を行った。

(1) 2007年選挙の中止（改正憲法案：第20条第７節）

・ 2007年に予定されていた国政・地方選挙を中止し、改正憲法下での最初の選挙を2010年５月に実施する。

(2) 暫定議会の議員（同条第９節）

・ 現在の上院議員および下院議員が自動的に議員となる。

・ 大統領の指名により、閣僚の３分の１以上および有識者30人が議員となる。

(3) 暫定首相（同条第11節）

・ 暫定議会により議員の中から選出される。

(4) 大統領（現職大統領を指す）

・ 大統領は、国家元首であり、政府の長となる（同条第13節)。

・ 暫定議会の中から新閣僚を指名する（同条第12節)。

・ 暫定首相および閣僚を指揮･監督する(同条第12節)。

・ 暫定議会を解散する権限はもたない（同条第13節)。

(5) 副大統領（現職副大統領を指す）（同条第10節）

・ 暫定議会が存続する2010年までは現行憲法下の権限が与えられる。

3 憲法改正推進委員会の設置

こうして、憲法改正諮問委員会の最終答申案は､議会での審議に付されるものとみられたが、2006年１月16日に再開された議会において、その議論は中断することになった。その理由は、「移行措置」に対する政財界や国民からの批判が大きかったからである。それは、第１に、2007年選挙を中止することは、「No-El」(No Election）として民主主義の否定に繋がるという批判、第２に、移行期間において大統領の権限を保持したままで、暫定首相を監督する権限が現大統領に付与されるという批判であった。

こうした中、アロヨ大統領は１月23日に、同答申を国民へ周知させることを目的とする憲法改正推進委員会（Charter Change Advocacy Commission = AdCom）の設置を命じる大統領令（大統領令第495号）を発令した[注17]。同大統領令の概要は、以下のとおりである。

第１節：設立と権限

・　本委員会は、憲法改正諮問委員会の最終答申でまとめられた1987年憲法の改正内容、すなわち大統領制から議院内閣制への移行、中央集権制から地方分権および連邦制への移行、経済の自由化、を推進することを目的として設置される。

第２節：委員会の委員

・　本委員会の委員数は、15名以下とする。憲法改正諮問委員会委員のほか、学界または民間から大統領が選出する。

第３節：組織

・　大統領府スタッフが本委員会の事務局を担当する。報道官事務局および情報局が憲法改正に関する情報提供・教化キャンペーンを管理する。

第４節：資金

・　当面の資金として大統領府から500万ペソ（１ペソ＝約2.2円）が割り当てられる。

第５節：設置期間

・　大統領による延長指示がなされないかぎり、８か月間とする。

Ⅲ　憲法改正をめぐる争点

フィリピンでは、行政権は大統領に属し（憲法第７条第１節）、立法権は上下両院からなる議会に属する（憲法第６条第１節）。大統領は、６年ごとに全国区から直接選挙で選出され、再選は禁じられている。上院議員ならびに下院議員は、後述するように、選出方法および定数が異なるが、付与される権限に大きな相違はない。よって、政策の立法過程において、上記の３者（大統領、上院、下院）には、「国民の代表」としての役割が異なり、意見対立が多いことは理解できる。

また、憲法改正のための国民発議を目的とする地方レベルの署名運動が、2006年３月から、前述した憲法改正推進委員会の推す憲法改正案に即して、民間団体シガウン・バヤン（Sigaw ng Bayan = Cry of the People[注18]）と地方自治体連盟（Union of Local Authorities of the Philippines = ULAP[注19]）によって開始された。

こうしたことから、憲法改正をめぐる「手続き」に関して、激しい論争が生じるに至った。

１　上院と下院の論争

現在のフィリピン議会は、上院および下院からなる。一般の法案については、法案提出権および先議権は両院にあり、同一内容の法案が、どちらの院にも提出され、審議される場合も少なくない。上院は、全国区から選出される24名の議員から構成される（現在、１名欠員）。下院は、地方小選挙区制および比例代表制（政党名簿制）で選出され、250名を超えない議員から構成される。現在の下院議員数は236名（選挙区選出議員212名、政党選出議員24名）である。上院には条約批准権が付与され、下院には予算関連法案の先議権が付与されている。

上院は、３年ごとに全国区から定数の半数である12名のみが選出されること、大統領の再選が禁じられていることから、「大統領予備軍」的な存在でもあり、実際、これまでに歴代大統領の多くを輩出してきた。下院は、地方選挙区の利害の代弁者としての役割をもっている。

2004年５月の正副大統領選、国政選挙、地方選挙に向けて、ラカス（Lakas-CMD：Lakas Christian Muslim Democrats）や自由党（Liberal Party）を中心とする与党連合「K4」（Koalisyon ng Katapatan at Karanasan sa Kinabukasan = Coalition of Truth and Experience for Tomorrow ＝未来のための公正・実績連合）が結成された。アロヨ大統領は、与党連合「K4」所属として当選し、上院では改選12議席中の７議席（当選時は、ラカス４名、自由党２名）、下院では選挙区選出議席212名中の182議席（当選時は、ラカス93名、自由党34名）を、それぞ

れ与党連合「K4」が獲得した。上院議長には、自由党党首のドリロン（Franklin M. Drilon）上院議員が、下院議長には、ラカス代表のデヴェネシア下院議長が、それぞれ再任された。

下院では、与党連合、とりわけラカスの発言力が大きい。一方、2005年７月のアロヨ大統領に対する辞任・弾劾要求の際に、ドリロン上院議長は、同大統領に対する支持を撤回した。以降、憲法改正論議が高まる過程において、大統領を支持するデヴェネシア下院議長とドリロン前上院議長（与党連合の議長分担協定により2006年７月に退任）の対立が大きくなった。

こうしたことから、二院制から一院制への移行は、慎重な審議の遂行を妨げるという批判があり、また実質的には上院を廃止するものであることから、上院において反対意見が多い。議会による憲法改正の発議の手続きとして、上院が憲法会議（Con Con）の招集を求めた背景には、上下院における議員数の差が大きいということがあり、反対に下院が憲法制定会議(Con Ass）の設置を求めた背景にも同様な理由があった。

さらに前述したように、憲法制定会議（Con Ass）による憲法改正の発議は、上院か下院かの区別はなく、単に「議会による」と規定されている。これを根拠に、上院では、それぞれの院における４分の３以上の賛成が必要であることを主張し、下院では、上下両院総議員の４分の３以上の賛成で要件を満たすと主張するに至った。こうした「数」の問題が生じる中、下院で行われていた憲法改正への賛成を確約する署名運動において、目標とされる署名数が、下院議員定数236名の４分の３である177名から、上下両議員総定数260名の４分の３である195名に変更された。

2006年９月５日には、下院の憲法改正委員会で、一院制の議院内閣制への移行を目的とする「憲法改正決議」（下院決議第1230号）が可決された。[注20] 一方で、2006年３月21日には上院（上院決議第473号）で、３月29日には下院（下院決議第1211号）で、上下両院による慎重な審議を求める決議が採択されている。[注21]

2　国民発議について

2006年３月25日から、地方レベルのバランガイ（末端の行政単位：Barangay ＝小船・帆船の意）で実施された憲法改正のための署名は、「国民発議及び国民投票法」で規定されている地方発議（Local Initiative and Referendum）の手続きを想定したものであった。

1989年に制定された「国民発議及び国民投票法」（The Initiative and Referendum Act of 1989, RA 6735）[注22] の概要は、以下のとおりである。

(1)　本法律の目的（第２節）：
- 憲法、法律、法令および決議の全部または一部を、制定、承認、無効とする直接請求のための発議ならびに国民投票の制度の下での人民の権利を確認、誓約、保障すること。

(2)　国民発議および国民投票の有効性(第９節)：
- 国の法律の制定、承認、修正(amendment)または無効の発議は、フィリピンの登録有権者による投票で過半数の承認により付託される。

(3)　地方発議の手続き（第13節）：
- 地方発議の手続きは、自治区においては2,000人以上、州と市においては1,000人以上、町村においては100人以上、バランガイにおいては50人以上による請願書が、それぞれの地方議会または立法機関に提出されることにより、法律、法令および決議に対する承認、制定、無効または修正（amendment）が請求できる。

こうした国民発議に対しては、法的な問題点および財政面での問題点が指摘されている。

法的な問題点としては、同法に対して、1997年に最高裁により、国民発議による憲法改正の手続きを規定した法律が存在しないとし、違憲判決が下されていることであった。[注23] そのような法律の規定を前提としていることに対する批判であり、あらたな法整備を進める必要があるというものである。一方で、同法に対する再審査を求める声も上がってきた。その理由は、1997年当時とは憲法改正に対する世論が異なっていること、また最高裁判事が替わっていることであった。

財政面における問題点としては、選挙管理委員会（Commission on Election = Comelec）の試算によると、国民発議と国民投票を実施した場合の費用として、約22億ペソが必要とされたことである。[注24]

さらに、大統領制から議院内閣制への移行を中心とする憲法の「変更」（change）は、前述したように、国民発議による提案として認められている「修正」（amendment）の範疇であるのか、それとも、その権利が認められない「改正」（revision）の範疇であるのか、という問題もある。憲法「改正」（revision）の場合には、国民発議は行使できないからである。

こうした状況下で、2006年８月25日に、シガウン･バヤンと地方自治体連盟による国民発議のための632万7952人分の署名が選挙管理員会に提出された。[注25] これは、前述した憲法改正の国民発議規定である有権者の12パーセントを超える14.53パーセントの数値である。法的な問題が解決されてはいないとして、同委員会は、８月31日、同署名の不受理を決定した。[注26]

その後、この国民発議の請求は、最高裁判所での審理に付され、10月25日、８対７の多数意見で却下された。[注27] 多数意見の主な理由は、この請求は「修正」（amendment）ではなく「改定」（revision）に該当すること、600万人余の署名に対して合法性に疑いがあること、今回の国民発議は憲法の規定（第17条第２節）を満たしていないこと、などであった。[注28] しかし、僅差の判決であったことからも、今後も、国民発議を求める動向に注視する必要はあろう。

おわりに

憲法改正諮問委員会の最終答申が提出された2005年12月から、2006年10月までのフィリピンの政局をみるならば、大統領や上院・下院の主張、またはラモス元大統領の発言などにより、憲法制定会議（Con Ass）の設置および2007年の選挙の実施という方向性が、確定されたと思われる。しかし、以上みてきたように、憲法改正の内容に関する議論がほとんど行われていない中で、その手続きをめぐる論争のみが突出している状況にあるといえよう。よって、以下に挙げる諸問題が内在していると指摘できる。

第１は、憲法改正のイニシアティブを採るのは、大統領であるのか、上院であるのか、下院であるのか、それとも国民であるのか、ということである。第２は、一院制議院内閣制の是非、大統領の任期と暫定首相の権限などの移行措置などに対する論議が具体的に進展していないことである。第３は、憲法で認められている国民発議に関する法整備を確立しなければならないことである。第４は、憲法改正議論の頓挫、大統領辞任・弾劾要求の再燃が今後生じてくる可能性があることである。

今回の憲法改正をめぐる論議は、アロヨ大統領に対する辞任・弾劾要求に応える形で、議院内閣制への移行により大統領権限を縮小させることが、その始まりであった。それが、アキノ政権（1986年～1992年）後のラモス政権（1992年～1998年）、エストラーダ（Joseph Estrada）政権（1998年～2001年）[注29]、アロヨ政権（2001年～現在）において継続していた憲法改正議論（大統領再選禁止の見直し、経済ナショナリズム規定の見直し、議院内閣制への移行、連邦制への

移行など）を、具体化させる方向に発展したのである。(注30)

一方で、フィリピンの世論調査（2006年３月）によれば、現行憲法に関して、「十分に知識がある」が６パーセント、「ある程度知識がある」が28パーセント、「少し知識がある」が53パーセント、「全く知らない」が13パーセントであり、また憲法改正時期については、「今すぐ」が43パーセント、「将来的に」が24パーセント、「すべきではない」が24パーセント、「無回答」が９パーセントであった。(注31)

2006年７月の世論調査では、「憲法改正」について、「賛成」が40パーセント、「反対」が38パーセント、「どちらともいえない」が21パーセントであり、また憲法改正の手続きについては、「国民発議」の実施が48パーセント、「憲法制定会議」（Con Ass）の設置が28パーセント、「憲法会議」（Con Con）の招集が23パーセントであった。(注32)

今後の憲法改正議論においては、国民意識の中で憲法改正への要求が絶対的なものではないことも考慮する必要があろう。

アロヨ大統領に対しては、同一人物に対する弾劾手続きは１年に１回しか認められていないため（憲法第11条第３節第５項）、2005年７月の弾劾要求から１年を経過した2006年７月に再度、弾劾告発が提出された。この弾劾告発は、８月24日に下院により却下されたが、(注33)予断を許さない政治状況にあると思われる。また、憲法改正の施行と同時に、同大統領が「自発的」に辞任することを求める声もある。

同大統領自身も、2001年１月の「ピープル・パワー２」で、エストラーダ前大統領が辞任したことにより副大統領から昇格したように、「ピープル・パワー３」が発生する可能性も否定できない。

いずれにせよ、フィリピンで比喩的に使われる「憲法改正列車」（Cha Cha Train）が、定刻通りに終着駅に到着するのは難しいように思われる。

注

＊インターネット情報はすべて2006年10月26日現在である。

(1) フィリピン共和国憲法（1987年憲法）の邦訳全文および解説は、『フィリピン共和国憲法―概略及び翻訳―』（衆憲資第19号）衆議院憲法調査会事務局，2004.4，pp.1-71；「フィリピン共和国憲法」萩野芳夫ほか編『アジア憲法集』明石書店，2004，pp.679-740．英文全文は、前掲『フィリピン共和国憲法―概略及び翻訳―』pp.73-140；“The 1987 Constitution of the Republic of the Philippines.”フィリピン政府サイト<http://www.gov.ph/aboutphil/constitution.asp>

(2) 1986年２月に実施された繰上げ大統領選挙の際、国軍の反乱やカトリック教会の支援もあり、多くの市民がエドサ通りに集まり、マルコスの退陣を要求した。その結果、マルコスはアメリカに亡命し、アキノが大統領に就任した。アキノ大統領は、同年３月に「自由憲法」を発布し、同年６月に憲法制定委員会を発足させ、1987年２月に現行憲法が制定された。

(3) これらは、マルコス時代にみられた戒厳令布告や政権の長期化、大統領夫人イメルダ（Imelda Marcos）のマニラ首都圏知事・居住環境相への就任などの独裁的体質の再現を阻止する目的でもあった。

(4) アメリカ植民地時代の独立準備政府が制定した1935年憲法は、制定時は一院制であったが、独立後の1947年に二院制へ改められた。マルコス政権下に制定された1973年憲法では一院制（国民議会）であった。

(5) 弾劾の対象は、大統領、副大統領、最高裁判所裁判官、憲法委員会（公務員委員会、選挙管理委員会、会計検査委員会）の委員、オンブズマンである。下院が３分の１以上の賛成で弾劾を発議し、上院で弾劾裁判を行い、上院議員の３分の２以上の同意で有罪となる。

(6) 2006年5月にアロヨ大統領の親族に対する違法賭博疑惑が発生し、同年6月に選挙管理委員会元委員長と同大統領との間で交わされた不正操作に関する録音テープの存在が明らかになった。同年7月1日と13日には、同大統領の辞任を要求する大規模な集会が開催された。7月8日には、閣僚等10名が辞任し、同大統領の辞任を要求した。

(7) 施政方針演説は、"State of the Nation Address (SONA)," 2005.7.25. フィリピン大統領府サイト <http://www.op.gov.ph/speeches.asp?iid=679&iyear=2005&imonth=7>. なお、SONA テクニカル・レポートでは憲法改正問題は触れられていない。"2005 State of the Nation Address Technical Report." フィリピン政府サイト <http://www.gov.ph/sona/2005%20SONA%20Technical%20Report.pdf>; その要約は、"SONA 2005 Executive Summary," 同サイト <http://www.gov.ph/sona/executivesummary_072505.asp>

(8) "Executive Order No. 453, Creating A Consultative Commission to Propose the Revision of the 1987 Constitution in Consultation with Various Sectors of Society." フィリピン大統領府サイト <http://www.news.ops.gov.ph/eo_no453.htm>

(9) アブエバは、連邦制および議院内閣制への移行を主張する憲法改正論者である。代表的な著作は、Jose V. Abueva, "Some Advantages of Federalism and Parliamentary Government for the Philippines," revised 2005.6.29. Philippine Center for Investigative Journalism サイト(以下、PCIJ.org とする。) <http://www.pcij.org/blog/wp-docs/Abueva-Federalism.pdf>

(10) "Executive Order No. 453-A, Amending Executive Order No. 453 Dated 19 August 2005 to Increase the Number of the Members to be Invited to the Consultative Commission to Propose the Revision of the 1987 Constitution." フィリピン大統領府サイト <http://www.ops.gov.ph/records/eo_no453A.htm>

(11) "Committee on National Patrimony and Economic Reforms." The Information Site on Philippine Politics and Government サイト(以下、I-Site とする。) <http://www.i-site.ph/Focus/ConCom/ConCom-National-Patrimony.pdf>

(12) "Committee on the Structure of the Republic." I-Site <http://www.i-site.ph/Focus/ConCom/ConCom-Structure-of-Republic.pdf>

(13) "Committee on the Form of Government." I-Site <http://www.i-site.ph/Focus/ConCom/ConCom-Form-of-Government.pdf>

(14) "Committee on the Judiciary." I-site <http://www.i-site.ph/Focus/ConCom/Highlights-Judiciary.pdf>

(15) "Sub-Committee on Transitory Provisions." I-Site <http://www.i-site.ph/Focus/ConCom/ConCom-Transitory-Provisions.pdf>

(16) "Proposed Revision of the 1987 Constitution." PCIJ.org <http://pcij.org/blog/wp-docs/ConCom-Proposed-Revisions-to-1987-Constitution.pdf>. 1987年憲法と憲法改正案との対比表は、"Amendments to the 1987 Constitution as Proposed by the Consultative Commission on Charter Change." 同サイト <http://pcij.org/blog/wp-docs/matrix-concom-proposed-charter-amendments.pdf>

(17) "Executive Order No.495, Creating a Charter Change Advocacy Commission and Defining Its Powers and Functions." フィリピン大統領府サイト <http://www.ops.gov.ph/records/eo_no495.htm>. 憲法改正推進委員会の活動については、"PIA Charter Change News," Philippine Information Agency サイト <http://www.pia.gov.ph/Default.asp?m=16&sec=chacha> を参照。

(18) 2006年2月に国民発議実施を目的として設立されたNPO。代表であるランビノ(Raul Loyola Lambino)は、憲法改正諮問委員会と憲法改正推進委員会の委員でもある。詳しくは、Sigaw ng Bayan サイト <http://www.sigawngbayan.com/> を参照。

(19) 1998年に設立されたNPO。詳しくは、ULAP サイ

ト <http://www.ulap.gov.ph/> を参照。

⑳ “House Committee Approves Cha-Cha Resolituion,” Press Releases, 2006.9.5. フィリピン下院サイト <http://www.congress.gov.ph/press/details.php?pressid=1414>

㉑ “Senate Resolution No.473,” 2006.3.21. PCIJ.or サイト <http://pcij.org/blog/wp-docs/senate-resolution-473.pdf>；“House Resolution No.1211,” 2006.3.29. 同サイト <http://pcij.org/blog/wp-docs/house-resolution-1211.pdf>

㉒ “An Act of Providing for a System of Initiative and Referendum and Appropriating Funds Therefor.” フィリピン下院サイト <http://www.congress.gov.ph/download/ra_08/Ra06735.pdf>

㉓ 最高裁の違憲判決文は、“G.R. No.127325. March 19, 1997.” フィリピン最高裁判所サイト <http://www.supremecourt.gov.ph/jurisprudence/1997/mar1997/127325.htm>

㉔ “Arroyo Rides Charter Change Train,” *Inquirer*, 2006.3.31. Inquirer サイト <http://beta.inq7.net/common/print.php?index=1&story_id=71114&site_id=16>

㉕ “Cha-Cha Petition Filed with Comelec,” *Manila Bulletin*, 2006.8.26. Manila Bulletin サイト <http://www.mb.com.ph/archive_pages.php?url=http://www.mb.com.ph/issues/2006/08/26/MAIN2006082672639.html>

㉖ “Comelec Rejects People's Initiative,” *Manila Bulletin*, 2006.9.1. Manila Bulletin サイト <http://www.mb.com.ph/MAIN2006090173188.html>

㉗ 最高裁の違憲判決文は、“G.R. No.174153. October 25, 2006.” フィリピン最高裁判所サイト <http://www.supremecourt.gov.ph/jurisprudence/2006/october2006/174153.htm>

㉘ “Supreme Court rejects Cha-cha,” *Manila Times*, 2006.10.26. Manila Times サイト <http://www.manilatimes.net/national/2006/oct/26/yehey/top_stories/20061026top1.html>；“SC Votes 8-7 VS People's Initiative Petition,” *Manila Bulletin*, 2006.10.26. Manila Bulletin サイト <http://www.mb.com.ph/archive_pages.php?url=http://www.mb.com.ph/issues/2006/10/26/MAIN2006102678064.html>

㉙ エストラーダ前大統領は、違法賭博疑惑などによる辞任･弾劾要求から、2001年１月に「ピープル・パワー２」とも呼ばれる市民集会が開催される中、大統領を辞任した。同月、副大統領であったアロヨ現大統領が大統領に就任した。大統領の再選は認められていないが、2001年から2004年までは前大統領の任期期間であるため、アロヨ大統領は2004年５月の大統領選に立候補し当選した。

㉚ 1987年憲法制定過程と第１次アロヨ政権に至る憲法改正の動向は、川中豪「民主主義の制度変革―フィリピンにおける議院内閣制導入論をめぐって―」『アジア経済』No.46-3, 2005.3, pp.23-41, アジア経済研究所サイト <https://ir.ide.go.jp/dspace/bitstream/2344/78/3/ARRIDE_AjiaKeizai_Vol46(3).2006.03> を参照。

㉛ “Pulse Asia's March 2006 Nationwide Survey on Charter Change,” Media Release, 2006.3.28. PulseAsia サイト <http://www.pcij.org/blog/wp-docs/PulseAsia-28March2006.pdf>. 同調査は18歳以上の1,200名に対して行われた。

㉜ “Pulse Asia's July 2006 Ulat ng Bayan Survey Media Release on Constitutional Change,” Media Release, 2006.7. PulseAsia サイト <http://www.pcij.org/blog/wp-docs/PulseAsia-28March2006.pdf>. 同調査は18歳以上の1,200名に対して行われた。

㉝ “House Trashes Impeachment,” Press Releases, 2006.8.24. フィリピン下院サイト <http://www.congress.gov.ph/press/details.php?pressid=1396>

（えんどう　さとし･海外立法情報課非常勤調査員）